

鎌 高 号 外
令和3年12月1日

指定居宅介護支援事業者様
指定介護予防支援事業者様

鎌ヶ谷市高齢者支援課長

「利用者への説明・同意等に係る見直し」について

平素は、鎌ヶ谷市の介護保険行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記ついて、基準省令や解釈通知の抜粋と、留意点について記載し周知しますので、運用にあたり適切にご対応いただきますようお願いいたします。

鎌ヶ谷市高齢者支援課

介護保険係

電話：047-445-1380

FAX：047-443-2233

メール kaigohoken@city.kamagaya.chiba.jp

「利用者への説明・同意等に係る見直し」について

令和3年度介護保険制度改正により、「交付」や「承諾」など書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができるとされているところです。

このことについて、基準省令や解釈通知の抜粋と、留意点について記載し周知します。

1 基準省令・解釈通知

(1) 基準省令

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」 (一部抜粋)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第31条 省略

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

■留意点

・従来の書面での署名・押印等での同意確認に加え、電磁的記録による利用者等の同意の意思表示を確認することができることも可とするものでありますが、説明や同意まで省略されたわけではありません。

(2) 解釈通知

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」 (一部抜粋)

5 雑則

(1) 電磁的記録について

省略

(2) 電磁的方法について

基準第31条第2項は、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- ① 電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。
- ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする。
- ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にする。
- ④ その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- ⑤ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

■留意点

・「交付」や「説明」、「同意」等を電磁的方法で行う場合の取扱いについて示されており、同意等を省略するものではありません。

2 居宅サービス計画書の署名、押印について

電磁的方法によらず、従来通りの紙媒体で利用者への説明・同意等を行う場合は、押印は不要ですが、利用者の署名は必要です（利用者本人による署名が困難な場合は、家族等による代筆でも可。この際は、代筆者氏名、本人との関係性を併せて記載してください）。

■留意点

・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条について、居宅サービス計画の同意に係る内容に変更はありません。

・『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について（介護保険最新情報 Vol. 958、令和3年3月31日、厚生労働省老健局）では、第6表：「サービス利用票（兼居宅サービス計画）」の記載要領には、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。」と記載されているため、従来どおり利用者確認を得てください。

・一例として、独居等で代筆できる家族等がおらず、本人は押印をすることはできるが、字を書くことが困難な場合、本人の同意の上でケアマネジャーが利用者本人の氏名を記入し、本人は押印をして、このことを支援経過記録に記載する等の対応が考えられます。

3 契約書、重要事項説明書の署名、押印について

利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができるとされました。

具体例として、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。この場合には、メールで単に資料を送付しただけでは同意に代えることはできませんのでご注意ください。

従前のおり紙媒体に署名・押印欄を設けることも可能ですが、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じません。

詳しくは、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日、内閣府、法務省、経済産業省）」でご確認ください。